

第 13 回会議の議論概要

1. モニタリングの実施状況等について

<引継事項>

○原子力規制委員会のモニタリングの実施状況

- 資料 2－2 のセシウム 137 の濃度について、最大値が近傍海域で高く見え、トレンドとしてみた時に放出期間中に上がっているように見えなくもないということだが、仮に上がっているとしても、処理水を希釈して放出する段階で含まれているセシウムの濃度は相当低いため、トリチウムの場合に放出期間中に濃度が上がるというメカニズムとは全く異なるはずである。(伴委員)

→希釈前のセシウムの濃度と希釈倍率を考えると、出てきた数字は処理水のレベルとは異なるものと見ている。陸地からの影響や天候等、様々な要因が考えられるため、全体の傾向はよく分析していきたい。(原子力規制庁)

- 告示濃度とは何なのか、どうやって決められたのかの説明を出してもらえると良い。(鳥養委員)

→説明資料のようなものを付けることも検討したい。(原子力規制庁)

○関係機関のモニタリングの実施状況

- 環境省資料に掲載されているトレンドグラフのように、グラフには少し前からのデータも載せてもらえると非常に分かりやすい。(鳥養委員)

→過去のデータも並べてトレンドとして見えるようにしたい。(東京電力)

2. 環境省の来年のモニタリングについて

<決定事項>

- 資料 3 に記載したモニタリングの検討方針について了承いただいた。

<引継事項>

- 資料 3 の中で海水中のトリチウム精密分析結果のグラフがあるが、迅速分析の結果は今後の資料にどのように反映されていくのか、検討したほうが良い。(青野委員)

→今後資料の目的に応じて整理をしていきたい。(環境省)

- 評価のポイントについて、関係機関のデータ全体をまとめて同じことが言えるのかどうかという点も整理を進めてほしい。規制庁が中心となって全体をまとめて社会に向けて発信することが役割とも聞いており、全体として何か発信をしても良いのでは。(福島座長)

→総合モニタリング計画に基づき各省庁や関係機関が連携して実施しているモニタリングの枠組みの中で、ALPS 処理水に関しては関係機関によるタスクフォースというものがあり、そのような場で政府全体としてどのように考え方をまとめていくのか、環境省も含めて関係者と議論していきたい。(原子力規制庁)

※個別に回答は行っていないが、以下の御意見も頂いた。

- 評価のポイントとして記載している「基準を十分に下回る結果が得られている」の「基準」が何を指しているのかがはっきりしないため、言葉を整理した方が分かりやすい。(青野委員)
- 検討の視点として、分析データを着実に積み上げることが記載されているが、どうしてそのようなデータになったのかというメカニズムをしっかり議論することも大事であり、その点も含めて「科学的知見」として扱ってほしい。(飯本委員)
- 様々な機関でデータを出していて、結果に対する解釈が違うというのはおかしいため、データを公表している機関が皆で議論する場を設けたほうが良い。(荒巻委員)
- モニタリング調整会議の事務局である環境省と原子力規制庁で全体を俯瞰することは大事だが、この専門家会議の場も関係機関のデータがそろう場でもあるため、それぞれの機関がデータを報告するだけで終わりとするのではなく、データの見方や説明の仕方に関する議論を繰り返していくことが大事。(伴委員)